

(例規 4 1)

陸幕情第 2 0 号
令和 5 年 2 月 1 日

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長
殿

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

陸上自衛隊の保有する無人航空機の運航基準について (通達)
(情定第 4 2 9 号)

標記について、無人航空機の飛行に関する訓令 (平成 2 7 年防衛省訓令第 5 4 号) に定めるほか、別紙のとおり実施されたい。
なお、陸幕情第 3 9 号 (令和 4 年 3 月 3 1 日) は、令和 5 年 1 月 3 1 日限り廃止する。

添付書類 : 別紙

陸上自衛隊の保有する無人航空機の運航基準

(目的)

第1条 この基準は、陸上自衛隊の使用する無人航空機の運航に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、無人航空機の飛行に関する訓令に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「訓令」とは無人航空機の飛行に関する訓令（平成27年防衛省訓令第54号）をいう。
- (2) 「無人航空機部隊等」とは、装備品又は備品として無人航空機を保有する部隊及び無人航空機の整備、調達、補給、調査、試験、検査、研究開発のために一時使用する部隊をいう。
- (3) 「無人航空機操縦者」とは、無人航空機を操縦して飛行させる隊員をいう。

ただし、無人偵察機システム（FFRS）については、この限りとせず、以下に示す操作手等を無人航空機操縦者として充てる。

ア プログラム飛行段階

飛行統制組長、飛行統制陸曹、簡易追隨組長

イ ディスクリート指令段階

飛行統制組長、飛行統制陸曹

ウ マニュアル帰投段階携帯操作手

- (4) 「無人航空機操縦者等」とは、前項に規定する隊員及び、無人航空機の整備、飛行準備等を行う隊員をいう。
- (5) 「隊員等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び無人航空機の操縦に関し当該無人航空機を使用する者の委託を受けた者をいう。
- (6) 「操縦」とは、各種の装置等を操作し、無人航空機の発進及び着陸並びに飛行経路の選定を行い、所定の位置に無人航空機を到達させる行為をいう。
- (7) 「夜間」とは日没時刻から日の出時刻までをいう。

(飛行の点検・確認・処置)

第3条 無人航空機操縦者等は、訓令第6条第1項に定めるほか、当該機体の取扱説明書及び関係規則等の定めるところにより、飛行前・飛行中に次に掲げる事項を点検・確認及び処置しなければならない。

- (1) 飛行前に機体、発動機、操縦装置等について点検
- (2) 飛行前に飛行経路上の気象について仕様上設定された条件に適合していることを確認
- (3) 飛行中においても気象の変化を把握できるよう処置

(飛行の禁止空域における飛行の許可)

第4条 無人航空機部隊等の長は、訓令第5条第1項の許可を得ようとするときは、付紙第1により飛行を実施する日の10日前(基準)までに、次表に掲げる者に順序を経て申請するとともに飛行前までに陸上幕僚長(指揮通信システム・情報部長気付)に報告するものとする。

申請者(無人航空機部隊等の長)	申請先(許可権者)
陸上総隊司令官直轄部隊長	陸上総隊司令官
方面総監の隷下部隊長(師・旅団長を除く。)及びその隷下部隊長	方面総監
師・旅団長の隷下部隊長	師・旅団長
機関及び機関所属部隊長	機関の長
防衛大臣直轄部隊長(陸上総隊及び方面隊を除く。)	防衛大臣直轄部隊長
自衛隊法第22条第2項に規定する特別の部隊を編成した場合における当該部隊の隷下部隊長	当該特別の部隊の長

2 無人航空機部隊等の長は、訓令第5条第3項の規定に基づき無人航空機を飛行させる場合は、当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする航空交通管制機関及び飛行場設置管理者と調整し、飛行を実施する日の10日前(基準)までに付紙第2により当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所に通報するものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第5条 無人航空機部隊等の長は、訓令第6条の規定に基づく承認を受けようとする場合は、付紙第3により、飛行を実施する日の10日前(基準)までに前条第1項に定める要領により申請するとともに、飛行前までに陸上幕僚長(指揮通信システム・情報部長気付)に報告するものとする。ただし、訓令第6条第2項第5号及び第6号に係る飛行の方法によらない飛行については、当面の間、禁止をする。

(第三者が立ち入った場合の措置)

第6条 無人航空機部隊等の長は訓令第7条第1項ただし書きの規定に基づき、あらかじめ許可を得ようとするときは、付紙第3により、飛行を実施する日の10日前(基準)までに、第4条第1項に定める要領により申請するとともに、飛行前までに陸上幕僚長(指揮通信システム・情報部長気付)に報告するものとする。

(飛行計画の確認・処置)

第7条 無人航空機操縦者等は訓令第8条に掲げる事項に基づき、必要な処置をしなければならない。

(飛行日誌)

第8条 無人航空機部隊等の長は、第4条及び第5条に規定する許可又は承認を受けて飛行を行う場合には訓令第9条に基づき、無人航空機操縦者等に飛行日誌(付紙第4)を記録させ、保管するものとする。

(事故発生時等の処置)

第9条 無人航空機部隊等の長は、無人航空機に係る事故が発生した場合は、無人航空機事故調査及び報告等に関する達(平成25年陸上自衛隊達第99-10号(25.5.28))第3条に規定する無人航空機事故の範囲等に基づき、無人航空機事故のうち、部内外に及ぼす影響が大きく速やかに対策が必要と認められる事故が生じた場合は、事故速報等報告(付紙第5)を基準として、速やかに上級部隊に報告するものとする。

2 訓令第10条に掲げる事態が発生した場合は、陸上幕僚長に報告しなければならない。報告要領は前項の達による。

(任務のための特例)

第10条 第4条から第8条の規定は、自衛隊法第6章の規定に基づく行動その他の緊急を要する任務のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。ただし、安全確保の観点から、無人航空機部隊等の長が必要と認める場合、第4条及び第5条の規定を適用できるものとする。

(運航管理)

第11条 無人航空機部隊等の長は、無人航空機操縦者等経歴簿(様式付紙第6)及び無人航空機操縦者等飛行記録(付紙第7)(以下「飛行記録等」という。)を整備保管し、隊員の操縦実績等の管理を実施するものとする。

2 無人航空機部隊等の長は、当該部隊等に所属する隊員の実施した前項の飛行記録等の所要事項について、前月1日から末日までの期間ごとに記録し、毎月作成するものとする。

- 3 無人航空機部隊等の長は、所属する隊員が異動する場合は、飛行記録等を当該隊員の異動先の部隊等の長に送付するものとする。

(本運航基準の修正)

第12条 運航時において、得られた教訓等を踏まえ適宜、所要の修正を行うものとする。この際、報告の要領は、別に示す。

殿

発 簡 番 号
 年 月 日
 部隊長官職氏名
 （公印省略）

飛行許可（飛行禁止空域）申請書

標記について、次のとおり申請する。

項 目		内 容
無人航空機を飛行させる部隊		
無人航空機の製造者、名称、重量及び機数		
飛行の目的（※）、日時、経路及び高度	目 的	
	日 時	
	経 路	
	高 度	
飛行禁止空域を飛行させる理由等	空 域	☐ 進入表面、転移表面若しくは水平正面又は延長侵入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 ☐ 地表又は水面から 1 5 0 m 以上の高さの空域 ☐ 人又は家屋の密集している地域の上空
	理 由	
無人航空機の安全に係る機能及び性能に関する事項		
操縦者の飛行経験、技能等に関する事項		
安全確保のための対策に関する事項		
その他参考となる事項		

※ 1 目的は、運用、研究・開発、教育訓練等に関して記述するものとする。

※ 2 飛行経路、飛行禁止空域等図を添付（様式随意）

寸法：日本産業規格 A 4

年 月 日

無人航空機の飛行に関する通知書

殿

部隊長官職氏名
（公印省略）
部 隊 所 在 地
（ 連 絡 先 ）

航空法施行規則（昭和 2 7 年運輸省令第 5 6 号）第 2 3 6 条に規定する空域において無人航空機の飛行を行うため、次のとおり通知します。

項 目		内 容
無人航空機を飛行させる部隊		
無人航空機の製造者、名称、重量及び機数		
飛行の目的（※）、日時、経路及び高度	目 的	
	日 時	
	経 路	
	高 度	
飛行禁止空域を飛行させる理由等	空 域	☐ 進入表面、転移表面若しくは水平正面又は延長侵入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 ☐ 地表又は水面から 1 5 0 m 以上の高さの空域 ☐ 人又は家屋の密集している地域の上空
	理 由	
無人航空機の安全に係る機能及び性能に関する事項		
操縦者の飛行経験、技能等に関する事項		
安全確保のための対策に関する事項		
その他参考となる事項		

※ 1 目的は、運用、研究・開発、教育訓練等に関して記述するものとする。

※ 2 飛行経路、飛行禁止空域等図を添付（様式随意）

寸法：日本産業規格 A 4

殿

発 簡 番 号
 年 月 日
 部隊長官職氏名
 （公印省略）

飛行許可（飛行の方法）申請書

標記について、次のとおり申請する。

項 目		内 容
無人航空機を飛行させる部隊		
無人航空機の製造者、名称、重量及び機数		
飛行の目的（※）、日時、経路及び高度	目 的	
	日 時	
	経 路	
	高 度	
飛行の方法によらずに飛行させる理由等	飛行方法	☐ 夜間飛行 ☐ 目視又はその他の手段による常時監視によらない飛行 ☐ 人又は物件との距離が確保できない飛行 ☐ 催し場所上空の飛行 ☐ その他
	理 由	
第三者の立入り等措置に関する事項の許可申請	飛行方法	☐ 第三者の立入り又はそのおそれのある上空の飛行において直ちに必要な措置を講じない飛行
	理 由	☐ 地上及び水上の人の安全が損なわれるおそれがないため
無人航空機の安全に係る機能及び性能に関する事項		
操縦者の飛行経験、技能等に関する事項		
安全確保のための対策に関する事項		
その他参考となる事項		

※1 目的は、運用、研究・開発、教育訓練等に関して記述するものとする。

※2 飛行経路、飛行禁止空域等図を添付（様式随意）

飛行日誌

付紙第4（第8条関連）

無人航空機の種別		型式		製造番号		製造者	
無人航空機の飛行	飛行年月日						
	階級・氏名						
	飛行の目的						
	飛行経路						
	離陸場所及び時間						
	着陸時間及び時間						
	飛行禁止空域	☐ 進入表面、転移表面若しくは水平正面又は延長侵入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 ☐ 地表又は水面から150m以上の高さの空域 ☐ 人又は家屋の密集している地域の上空					
	飛行の方法	☐ 夜間飛行 ☐ 目視又はその他の手段による常時監視によらない飛行 ☐ 人又は物件との距離が確保できない飛行 ☐ 催し場所上空の飛行 ☐ その他					
	製造後の総飛行時間						
飛行の安全に影響のあった事項	☐ 無 ☐ 有 【影響のあった事項】						
不具合及び対応	不 具 合	発生年月日：		内 容			
	処 置	処置年月日：		内 容	【実施者： 】		
日常点検	時期：	場所：	実施者：		結果：		
点検整備	時期：	場所：	実施者：		実施の理由： 点検の内容：		
その他特記事項							

寸法：日本産業規格A4

無人航空機操縦者等経歴簿

かしら文字

（発行年月日）

部隊等名		認識番号		階 級		氏 名			
						(生年月日)			

操 縦 等 経 歴	部隊等名 (駐屯地名)	主たる機種 (主たる補職)	期 間	飛行時間			整備時間	発着回数	訓練装置等操作時間 (シミュレータ含む。)
				演習場等飛行時間	生地飛行時間	夜間飛行時間			

特 技	番 号	名 称	取得年月日	根拠等	課 程 教 育 等	実施部隊等名	課程等名	期 間

任 務 等	期 間	機 種	行動・場所	移 管 記 録	移管年月日	部隊等名	部隊長等 (階級・氏名)
事 故	発生年月日	機 種	原因及び損害等の概要				

備 考	
--------	--

無人航空機操縦者等飛行記録

氏階級	
-----	--

連番	期間等	機 種 (補職名等) (※1)	任務・訓練等			飛行時間			整備 時間 ※3	発着 回数	訓練装置等操作時間		備 考 (その他特記事項を記入)	部隊長等確認欄 (氏・階級)	
			記号 (※2)	名 称	場 所	演習場等 飛行時間	生地 飛行時間	夜間 飛行時間			訓練装置	シミュレータ 装置			
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
合 計			本表の合計												
			前回までの合計												
			合 計												
総 計															

※ 1 : 機種（補職名等）（基準）

機 種 (装備品名等を記述)
操作手等 (指定された補職を明記して記述)

※ 2 : 記号

操縦 教育	A	各個 訓練	B	部隊 訓練	C	協同 訓練	D	教育訓 練支援	e	海・空等要務	f	行動	g	その他	h
----------	---	----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	--------	---	----	---	-----	---

※ 3 : F F R S を除く。F F R S は、年単位で管理